

審 査 基 準

平成28年 4月 1日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 山口県個人情報保護条例
根 拠 条 項 : 第23条第1項
処 分 の 概 要 : 訂正請求に対する決定
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会及び山口県警察本部長
条例・規則の定め : <ul style="list-style-type: none">山口県個人情報保護条例第3条 (適用除外)山口県個人情報保護条例第23条 (訂正請求に対する決定)山口県個人情報保護条例第25条 (訂正の実施)山口県個人情報保護条例第37条 (他の法令等による手続との調整等)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 訂正請求に対する決定については、請求内容から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先 : 警務部警察県民課又は対象となる個人情報を保有する警察署の警務課
問 い 合 わ せ 先 : 警務部警察県民課情報公開係
備 考 :

別紙

はじめに

本審査基準は、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）に基づき山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び山口県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、知事が定める「山口県個人情報保護条例の趣旨、解釈及び運用」によるほか、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに当該公文書に記録されている個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

第1 個人情報の開示・非開示に関する基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例は、非開示情報以外は開示をする義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があるため、本人に対して開示をすることによる利益と開示をしないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、条例は、開示をしないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されているときは、開示請求に係る個人情報の開示をしないことができるとしている。

2 非開示情報の類型

条例第16条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。

したがって、ある個人情報の開示をする場合は、同条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の非開示情報の構成は、基本的に山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「情報公開条例」という。）の非開示事項の構成に準拠している。また、情報公開条例と同様、部分開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

第2 非開示情報

1 条例第16条第1号（法令秘等情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- | |
|---|
| <p>(1) 法令等の規定により公開することができないこととされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示が</p> |
|---|

[条例の解釈]

(1) 「法令等の規定により公開することができないこととされている情報」

ア 「法令等」とは、法律、政令、省令その他の命令（会計検査院規則、人事院規則等）及び条例をいう。省令その他の命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であるとを問わない（以下同じ。）。

イ 「公開することができないこととされている」とは、法令等の規定が公開することができないことを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公開できないこととされている場合を含む。

なお、これに該当する場合を整理すると、次のとおりである。

(ア) 明文の規定をもって公開が禁止されている場合

(イ) 目的外使用が禁止されている場合

(ウ) 手続の非公開が定められている調停等の場合

(エ) 特別法により守秘義務が課されている場合

(オ) その他法令等の趣旨及び目的から公開できないこととされている場合

(2) 「その指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報」

ア 「その指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示」とは、法定受託事務における法的拘束力のある各大臣等からの指示等をいう。

イ 「主務大臣等」とは、主務大臣のほか、長官、次官、局長、課長等をいう。

ウ 「明示の指示」とは、文書等により発した指示で、公開してはならない情報が具体的に明示された通達、訓令、通知等をいう。

したがって、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、取扱注意等の指示がある文書等）等が含まれるような単なる「指示」はこれに該当しない。

2 条例第16条第2号（開示請求者に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

[条例の解釈]

(1) 「開示請求者」

「開示請求者」とは、①自己を本人とする個人情報の開示請求における開示請求者本人、②第14条第1項で規定されているように、未成年者、成年被後見人等を本人とする個人情報に係る代理人からの開示請求における未成年者、成年被後見人等の本人をいう。

なお、本人の委任による代理人（任意代理人）が開示請求をすることができる場合は、特定個人情報である場合に限られる。

(2) 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する個人情報の開示をするものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には非開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、患者本人が自己のカルテを開示請求している場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等の開示をすることが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示をすることにより、患者の病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童に虐待を加えている親が、代理人として児童に代わって児童の心情等が記載された相談記録を開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する個人情報であることを理由として一律に実施機関に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示をすることが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個々の事例に則して、慎重に判断する必要がある。

なお、「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) 未成年者の法定代理人による開示請求の取扱い

ア 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、開示請求の対象となっている個人情報の内容等から、開示をすることが明らかに当該未成年者の利益に反すると認められる場合を除き、原則として当該未成年者本人に開示に対する意思の確認を行うこととする。

(ア) 満15歳以上の未成年者の場合

当該未成年者本人に対し、意思確認書の提出を求めるものとする。

(イ) 満12歳以上から満15歳未満までの未成年者の場合

特に必要があると認めるときに限り、上記(ア)に準じて、当該未成年者本人の意思を確認するものとする。

特に必要がある場合とは、例えば満14歳の未成年者と満15歳の未成年者が同じ立場で取り扱われる高校の入学試験のように、一律に満15歳以上を意思確認の対象の区分として取り扱うことにそぐわない性格を有する事務又は事業に係る個人情報対象となる場合をいう。

(ウ) 満12歳未満の未成年者の場合

意思の確認は行わないものとする。

イ 当該未成年者本人が反対の意思を表明したときは、原則として「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として取り扱うなど、本人の利益を損なうことのないよう留意する。

この場合において、未成年者の同意が真意によるものであるかどうか疑わしい場合は、真意によるものであるか否かの確認に努めるものとし、その後、なお確認が得られない場合は、本人の同意があるものとして開示又は非開示の判断を行う。

なお、未成年者が所在不明等によりその意思を確認することが難しい場合は、本人の同意がないものとして非開示とする。

3 条例第16条第3号（第三者情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあつてはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあつてはその職又は氏名を除く。）

[条例の解釈]

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（第3号本文）

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人情報という。

なお、本号における「開示請求者」とは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求した場合には、本人のことをいう。

したがって、当該請求に係る個人情報に法定代理人自身の個人情報が含まれている場合には、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

イ 「個人に関する情報」は、第2条第1項の個人情報の解釈とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報として法人等情報と同様の要件により開示・非開示を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報の範囲から除外したものである。

エ 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

オ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

カ 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」ことから、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は非開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

なお、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

(2) 「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(第3号イ)

ア 「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報の開示をすること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報の開示をすることを定めている規定を含む。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

なお、情報公開条例第11条第2号ロの「公表することを目的として実施機関が保有している情報」は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が考えられる。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、

将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合が想定される。

人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公開する意思をもって（あるいは公開されることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

- (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報」（第3号ロ）

ア 非開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を非開示にすることの利益と開示をすることの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報の開示をしなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

イ この項目を適用し、個人に関する情報の開示をしようとするときは、当該個人の権利利益を保護するための手続をとらなければならない（第14条第2項、第4項）。

- (4) 「公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。）」（第3号ハ）

ア 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

なお、「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法に規定する国立美術館、水産大学校等の独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第1に掲げられている日本銀行、関西国際空港株式会社等の特殊法人等をいい、「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法により地方公共団体が設立する法人をいう。

イ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の

機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

ウ 警察職員は、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、山口県個人情報保護条例第16条第3号ハの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則(平成18年山口県公安委員会規則第5号)で定める警察職員にあってはその氏名は非開示とする。

なお、氏名を非開示とする警察職員は、「警部補以下の階級にある警察官」及び「警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるもの」とされている。

エ 予想される権利の侵害が「不当」なものかどうかの判断は、当該公務員等の職又は氏名が記載されている公文書の性質に照らし判断することになる。特に、当該公務員等個人の生命、身体等を保護する必要がある場合には、これに該当すると考えられるが、「不当に」の要件の判断に際しては、種々の状況を考慮し、適正に判断する必要がある。

4 条例第16条第4号(法人等情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(4) 法人(国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの

[条例の解釈]

(1) 「法人(国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」(第4号本

文)

ア 「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

イ 「国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体」については、法人であっても、その情報の内容が県固有の情報と同等のものであり、他の非開示情報の規定で対応することとしたため、本号から除外した。

なお「国」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「その他の公共団体」とは、土地改良区、土地区画整理組合などの公共組合をいう。

ウ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報（事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等組織に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動等事業に関する情報）のほか、法人等の権利利益に関する情報（名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等）等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

エ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

オ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、本条第3号（第三者情報）の該当性を判断する。

カ 「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なものとしては、生産技術上のノウハウに関する情報、販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、人事等専ら法人の内部管理の情報などがある。

「不利益を与えるおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人には、様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の性格や、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

キ 「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (2) 「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報」(第4号イ)

ア 「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいう。

イ 「人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報」とは、当該情報を非開示にすることによって保護される法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の権利利益と、これを開示をすることにより保護される人の生命、身体等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報の開示をしなければならないとするものである。

現実に人の生命、身体等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業活動と人の生命、身体等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、身体等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

ウ 「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいう。

- (3) 「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報」(第4号ロ)

「不当な事業活動」とは、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

- (4) 「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」(第4号ハ)

「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報が考えられる。

- (5) 第三者に対する意見書の提出の機会の付与

請求に係る情報が法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人に不利益を与える情報であるかどうかの判断が困難なものについては、開示をする場合における不利益の有無等について当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人に意見書の提出の機会を与えるなど、事前に十分な調査を行うことにより、客観的に判断する。

なお、本号イ、ロ又はハを適用しようとするときは、当該法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の権利利益を保護するための手続をとらなければならない(第14条第2項、第4項)。

5 条例第16条第5号(犯罪捜査等情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (5) 開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[条例の解釈]

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対して、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

オ 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示をすることにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示をすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示をすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監

視、建築規制、災害警備等の、一般に開示をしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第8号（行政運営情報）により、開示・非開示が判断されることになる。

- (3) 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。
- (4) 公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報に含まれ得る情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示をすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示をすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - ウ 開示をすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
 - エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示をすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
 - オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示をすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
 - カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示をすることにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
 - キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示をすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
 - ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示をすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 行政法規違反の捜査等に関する情報
風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、開示をしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情

報は、原則として本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

6 条例第16条第6号（意思形成過程情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(6) 県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

[条例の解釈]

(1) 「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報」

ア 「県の機関」とは、すべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。

なお、本号から第9号までにおいては、県が設立した地方独立行政法人も県の機関に含めて考えるものとする。

イ 「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

また、本号は、県の機関に限らず、国等の機関の事務又は事業も対象としているので、県としての意思決定は終了していても、当該事務又は事業に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合は、意思形成過程に当たる。

ウ 本号の対象となる情報の範囲は、県の機関又は国等の機関について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、調査、研究、協議等に関する情報である。具体的には、これらの機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、

審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、調査、研究、協議等が行われており、これら各段階において行われる審議、調査、研究、協議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- (2) 「開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」

「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の有無及び程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることから、客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

- (3) 本号に該当すると思われる情報の類型は、おおむね次のとおりである。
ア 行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示をすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示をされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

なお、予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示をすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することとなるが、審議、調査等途中の段階の情報を開示をすることの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを要する（イ、ウにおいて同じ。）。

- イ 調査若しくは研究の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示をすることにより、不正な投機を助長するなどして、請求者等の特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- ウ 行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示をすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

- (4) 意思決定後の取扱い等

審議、調査等に関する情報については、それぞれの機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶ

ことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、調査等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、調査等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、調査等に関する情報の開示をされると、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、調査等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

7 条例第16条第7号（評価・選考等情報）に基づき非開示とする情報の基準
〔条例の定め〕

(7) 県の機関又は国等の機関が行う個人の評価、選考、判定、診断、指導その他の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

〔条例の解釈〕

- (1) 「個人の評価、選考、判定、診断、指導その他の事務又は事業に関する情報」
- ア 「評価」とは、学業成績、勤務状況、功績などの個人の能力、適性等についての内容を判断し、見定めることをいう。
 - イ 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。
 - ウ 「判定」とは、個人の知識、能力、資力、適性、技術等について、専門的知識又は一定の基準に基づき試験、審査、検査等を行い、その結果から判断することをいう。
 - エ 「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において、専門的見地から行った診断、診察、検査、治療等の行為をいう。
 - オ 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上や生活状態、健康状態等の改善のために行う指導又はこれらに類するものをいう。
 - カ 「その他の事務又は事業」とは、相談や推薦などに関する事務又は事業をいう。
- (2) 「当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」
- 「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の有無及び程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求さ

れることから、客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

8 条例第16条第8号（行政運営情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(8) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

[条例の解釈]

県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある情報を非開示情報としている。

これらの機関が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示をすることによりその実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれのある事務又は事業に関する情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であって、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業の例示として検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針に関する情報を掲げた上で、「その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」として包括的に規定している。

(1) 「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報」

ア 「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいう。

(ア) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(イ) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

(ウ) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

(エ) 「取締り等」の「等」には、試験（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと）又は租税（国税、地方税）の賦課（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること）若しくは徴収（国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ること）

等を含む。

イ 「争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報」とは、次のような情報をいう。

(ア) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(イ) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、その種類としては、補償・賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務交渉などがある。

(ウ) 「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う調査研究、人事管理、契約（相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させること）等一切の事務又は事業に関する情報をいう。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」

ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

イ 「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいう。

ウ 「当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、当該事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で判断することが求められる。

したがって、単なる「目的を失わせ」又は「困難」では足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の有無及び程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることから、客観的、具体的に判断しなければならない。

適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

9 条例第16条第9号（協力・信頼関係情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(9) 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、開示をするこ

とにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

[条例の解釈]

- (1) 「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」
- ア 「県の機関」とは、すべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。
- イ 「協議、依頼等」とは、法令等の規定に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいう。
- (2) 「開示をすることにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」
- ア 「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのものをいう。
- イ 「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。
- ウ 「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報を整理すると、次のとおりである。
- (ア) 全国を通じて統一的に公開することを要するとされている情報
- (イ) 非公開を条件に任意に提供された情報
- (ウ) その他協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報
- エ 「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の有無及び程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることから、客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

10 条例第16条第10号（合議制機関等情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (10) 実施機関（知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。）（以下「合議制機関等」と総称する。）の会議に係る情報であって、開示をすることにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

[条例の解釈]

- (1) 「実施機関（知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地

方独立行政法人を除く。)、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等(県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。)(以下「合議制機関等」と総称する。)の会議に係る情報」

ア 「県の執行機関の附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関をいう。

イ 「その他これらに類する合議制機関等(県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。)」とは、法令等に設置の根拠を有する県立大学の教授会、法令等に基づいて設置されたものではないが、設置の目的、構成、機能等から附属機関に類似した機能をもつ懇話会等をいう。

したがって、行政内部の組織(〇〇研究会、職員会議等)は含まれない。

(2) 「開示をすることにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの」

ア 「公正で円滑な議事運営が著しく損なわれる」とは、構成員の自由な発言が確保されないことであるが、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」だけでは足りない。

イ 情報公開条例第21条第1号又は第2号の規定に基づき非公開で行う会議であっても、それが直ちに当該会議の会議録等の非開示に結びつくものではないので留意すること。

ウ 「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の有無及び程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることから、客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。

第3 個人情報の部分開示

[条例の定め]

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

[条例の解釈]

1 「開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、非開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

第16条では、個人情報に非開示情報が含まれているときは開示をしないことができることを定めているが、本条の規定により、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

2 「その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて」

当該個人情報のどの部分が非開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合又は区分けすることが、個人情報の中の非開示情報が存在している状態、部分開示のための複製物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能でない場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除いて」とは、非開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

個人情報に含まれる非開示情報を除くことは、当該個人情報が文書に記録されている場合、文書の複製物に墨を塗り再複製するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。

このような場合には、非開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示をすべき部分を決定することになる。

なお、既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分することができる」ときに該当しない。

3 「その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない」

本条は、義務的に開示をすべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、非開示情報の開示をする結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの非開示情報を構成する一部が開示をされることになるとしても、実質的に非開示情報が開示をされたと認められないのであれば、実施機関の非開示義務に反するものではない。

第4 個人情報の存否に関する情報についての基準

[条例の定め]

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[条例の解釈]

実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在していれば、開示決定又は非開示決定を行い、存在していなければ却下処分を行うことになる。

したがって、個人情報の不存在を理由とする却下処分の場合以外の決定では、原則として個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、第16条各号の非開示情報の開示をすることとなる場合があり、この場合には、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

1 「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する情報の開示をすることとなるとき」

開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、非開示情報の開示をすることとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性が結合することにより、当該個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 「当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、山口県行政手続条例第7条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような非開示情報の開示をすることになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになる。

第5 個人情報の訂正に関する基本事項

1 訂正の基本的考え方

(1) 「公文書に記録されている自己の個人情報」(第21条第1項)

条例の訂正請求権の対象は、公文書に記録されている自己の個人情報すべてではなく、条例等の開示決定により自己を本人とする個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。そ

の理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる個人情報
を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

実施機関が行った第15条第1項の開示決定に基づき開示を受けた個人
情報をいう（第27条第1項において同じ。）。

イ 第37条第2項の法令等の規定により開示を受けた個人情報

法令等の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範
囲は確定していることから対象にすることとしたものである（第27条
第1項において同じ。）。

(2) 正確性の確保と「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、第7条第2項の正確性の確保の趣旨を実効あらしめようとする
ものであることから、訂正請求をすることができるのは、「事実と合
致していないと認めるとき」に限られる。

訂正は、個人情報「事実と合致していない」場合に行われるもので
あり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。
このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合
には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。条例における訂正請求
権制度のねらいは、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、
誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止
しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、
様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関の
判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価し
た行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

2 当該個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により訂正の手続が定め
られている場合の取扱い（第37条第3項）

個人情報の訂正について、他の法令等の規定により訂正の手続が定めら
れているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、
その法令等の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証
の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、
道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行
うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

第6 個人情報の訂正についての基準

[条例の定め]

(訂正請求に対する決定)

第23条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日
から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な
範囲内において調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をする
かどうかの決定をしなければならない。

(訂正の実施)

第25条 実施機関は、第23条第1項の決定をした場合において、当該決定

が訂正決定であるときは、速やかに当該訂正をしなければならない。

[条例の解釈]

- 1 「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において」（第23条第1項）

個人情報の内容については、個人情報を取り扱う事務の目的によって、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実のみを必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合などいろいろあり得ることから、それぞれの目的に応じて、その必要な範囲内で調査を行えば足りるとしたものである。

したがって、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかかな場合には、特段の調査を行う必要はない。

- 2 「個人情報の訂正をどうかの決定をしなければならない」（第23条第1項）

請求があった個人情報に事実と合致していないものが含まれているかどうかを個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査し、個人情報の訂正をすることの決定（訂正決定）又は個人情報の訂正をしないことの決定（非訂正決定）のいずれかの決定をしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

したがって、訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らして、訂正をする必要がないときは、訂正をする義務はない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正をすることを請求するような場合は、訂正をする必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

- 3 「当該決定が訂正決定であるときは、速やかに当該訂正をしなければならない」（第25条）

訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている第7条第2項の正確性の確保を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第7条第2項と同様に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査した結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明し、訂正決定をしたときは、速やかに訂正することを実施機関に義務付けたものである。

第7 個人情報の利用停止に関する基本事項

- 1 利用停止の基本的考え方

条例の利用停止請求権は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で定められているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた個人情報（第5の1の(1)参照）が、①

第5条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、②第6条第1項及び第3項の規定に違反して提供されているときのいずれかに該当すると認めるときに限られる。

なお、第27条第1項の趣旨としては、実施機関が組織的な意思決定に基づいて適法に収集、利用又は提供している個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

- 2 「個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第27条第1項第1号）
次のいずれかに該当すると認めるときに請求することができる。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にせずに収集された場合
 - (2) 個人情報を取り扱う事務の目的の達成の範囲を超えて収集された場合
 - (3) 適法かつ適正な方法によらず収集された場合
 - (4) 原則として収集を禁止されている思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず収集された場合
 - (5) 原則として本人から収集すべきとされている個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず本人以外の者から収集された場合
 - (6) 原則として目的外利用が禁止されている個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず目的外利用されている場合
 - (7) 特定個人情報が、生命等保護のために必要な場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときを除く。）に該当しないにもかかわらず目的外利用されている場合
 - (8) 原則として収集又は保管が禁止されている特定個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず収集又は保管されている場合
 - (9) 原則として作成が禁止されている特定個人情報ファイルが例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず作成されている場合
- 3 「個人情報の提供の停止」の措置の請求（第27条第1項第2号）
次のいずれかに該当すると認めるときに請求することができる。
 - (1) 原則として目的外提供が禁止されている個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず目的外提供されている場合
 - (2) 原則としてオンライン結合による提供が禁止されている個人情報が例外規定に該当しないにもかかわらずオンライン結合により提供されている場合
 - (3) 原則として目的外提供が禁止されている特定個人情報が例外項目のいずれにも該当しないにもかかわらず作成されている場合
- 4 利用停止に関して他の法令等の規定により利用停止の手続が定められている場合の取扱い（第37条第4項）
個人情報の利用停止について、他の法令等の規定により利用停止の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令等の定めるところによることとしたものである。

第8 個人情報利用停止についての基準

[条例の定め]

(利用停止請求に対する決定)

第29条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。

(利用停止の実施)

第30条 実施機関は、前条第1項の決定をした場合において、当該決定が個人情報の利用停止をすることの決定であるときは、速やかに当該利用停止をしなければならない。

(利用停止をしないことができる個人情報)

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該個人情報の利用停止をしないことができる。

[条例の解釈]

- 1 「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において」(第29条第1項)

例えば、本来の利用目的以外の利用を理由として、個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する、すなわち、第27条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正すると同時に、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するためには、当該個人情報を消去するまでの必要性はなく、仮に消去してしまうと本来の利用目的内での利用もできなくなってしまうことから、それぞれの目的に応じて、その必要な範囲内で調査を行えば足りるとしたものである。

- 2 「個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない」(第29条第1項)

請求の対象となった個人情報不適正に取り扱われていないかどうかを個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査し、個人情報の利用停止をすることの決定(利用停止決定)又は個人情報の利用停止をしないことの決定(非利用停止決定)のいずれかの決定をしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

利用停止請求に理由があるかどうかの判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があり、また、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当

該個人情報 を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 3 「当該決定が個人情報の利用停止をすることの決定であるときは、速やかに当該利用停止をしなければならない」(第30条)

利用停止請求権制度は、実施機関の義務として定めている第5条の収集の制限及び第6条の利用及び提供の制限を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査した結果、第27条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があることが判明し、利用停止決定をしたときは、速やかに利用停止することを実施機関に義務付けたものである。

- 4 「利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該個人情報の利用停止をしないことができる」(第31条)

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第9 他の法令等による手続との調整等

[条例の定め]

(他の法令等による手続との調整等)

第37条 法令等（山口県情報公開条例を除く。）の規定により個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合（手続をすることができる期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）は、第3章第1節の規定は、適用しない。

- 2 法令等の規定により、訂正請求者又は利用停止請求者が実施機関から訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けているときは、それらの行為を第15条第1項の規定による開示とみなして、第3章第2節及び第3節の規定を適用する。

- 3 法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合は、第3章第2節の規定は、適用しない。

- 4 法令等の規定により個人情報の利用停止の手続が定められている場合は、第3章第3節の規定は、適用しない。

- 5 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の免許漁業原簿に記録されている個人情報については、第

3章及び前章の規定は、適用しない。

- 6 第3章及び前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

[条例の解釈]

- 1 「法令等（山口県情報公開条例を除く。）の規定により個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合（手續をすることができる期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）は、第3章第1節の規定は、適用しない」（第1項）

- (1) 「山口県情報公開条例を除く」とは、本条例と情報公開条例のいずれの制度においても、自己に関する個人情報が記録されている公文書の開示請求ができることを示したものである。ただし、両制度はその趣旨、目的を異にしていることから、請求者は目的に応じた使い分けが必要となる。
- (2) 「抄本等」の「等」とは、個別の法令等で交付の手續が規定されている「写し」や「証明書」をいう（例：都市計画法第47条第5項に基づく登録簿の写し、自動車安全運転センター法第29条第1項第4号に基づく証明書）。
- (3) 「閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合」とは、開示の請求手續が定められているほか、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）によって自己情報を知り得ることができる場合をいう。
- (4) 「手續をすることができる期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」とは、法令等の中には、閲覧等の手續を行うことができる期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本項の調整措置の対象となることをいう。
- (5) 本項において、次のような場合は、法令等の規定による個人情報の閲覧等を求めることができる場合に該当しないので、この条例が適用される。

この場合における個人情報の開示をするかどうかの決定は、当該法令等の趣旨を踏まえ、慎重に行わなければならない。

ア 閲覧又は縦覧の手續についてのみ法令等に定められている場合に、謄本又は抄本その他の写しの交付の請求があつたとき。

イ 謄本又は抄本その他の写しの交付の手續のみ法令等に定められている場合に、閲覧の請求があつたとき。

ウ 閲覧等の範囲を限定して法令等に定められている場合に、当該範囲以外に対して開示の請求があつたとき。

- 2 「法令等の規定により、訂正請求者又は利用停止請求者が実施機関から訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けているときは、それらの行為を第15条第

1 項の規定による開示とみなして、第 3 章第 2 節及び第 3 節の規定を適用する」(第 2 項)

本項は、法令等の規定により閲覧等をし、又はその謄本等の交付を受けた個人情報について、この条例による開示を受けたものとみなし、訂正請求又は利用停止請求をすることができる(第 5 の 1 の(1)のイ参照)ことを定めたものである。

したがって、法令等の規定により、訂正請求又は利用停止請求をすることができる場合には、第 3 項及び第 4 項の規定により、この条例の訂正又は利用停止に関する規定は適用されない。

- 3 「法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合は、第 3 章第 2 節の規定は、適用しない」(第 3 項)

本項は、法令等の規定により個人情報の訂正を求めることができる場合においては、当該個人情報の訂正について、当該法令等の定めるところにより行う(第 5 の 2 参照)ことを定めたものである。

「法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合」とは、法令等に、自己の情報の修正の申告、変更の届出等の手続を定めた規定などがあることをいう。

- 4 「法令等の規定により個人情報の利用停止の手続が定められている場合は、第 3 章第 3 節の規定は、適用しない」(第 4 項)

本項は、法令等の規定により個人情報の利用停止を求めることができる場合においては、当該個人情報の利用停止について、当該法令等の定めるところにより行う(第 7 の 4 参照)ことを定めたものである。

「法令等の規定により個人情報の利用停止の手続が定められている場合」とは、法令等に、自己の情報の利用の中止を求める手続を定めた規定などがあることをいう。

- 5 「刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 53 条の 2 第 2 項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書並びに漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 50 条第 1 項の免許漁業原簿に記録されている個人情報については、第 3 章及び前章の規定は、適用しない」(第 5 項)

本項は、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類等や漁業法に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報の取扱いについては、一般的な公文書とは異なって、独自の完結した体系的な制度の下にあり、開示・非開示等の判断については当該個別の体系的な制度に委ねることが適当であることから、第 3 章(個人情報の開示、訂正及び利用停止)及び第 4 章(不服申立て)の規定を適用しないこととしたものである。

- (1) 「訴訟に関する書類及び押収物である公文書に記録されている個人情報」

刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則禁止とする一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること、この閲覧を拒否された場合の不服申立てについては準抗告の手続によるとされていること、また、公判調書の記載の正確性について、検察官、被告人又は弁護人が裁判所に異議を申し立てる

制度が設けられていること等これらの書類の開示・非開示等の要件及び手続については独自の完結した体系的な制度が確立している。

したがって、これらの書類に記載された個人情報の開示・非開示等については、条例の判断によるのではなく、刑事司法手続として裁判所の判断によりその適正が確保されるべきである。

ア 「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている個人情報についても、条例第3章及び第4章の適用除外であると解される。

イ 「押収物」とは、刑事訴訟法等の規定により、司法警察職員等が強制的な権限により占有を取得した証拠物又は没収の対象物をいい、差押え（刑事訴訟法第218条・第220条）、任意に提出した物の領置（同法第221条）によるもの等が含まれる。

(2) 「免許漁業原簿に記録されている個人情報」

免許漁業原簿への登録制度は、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために漁業権等を公に表示し、又は証明する制度であって、独自の完結した体系を持つものであるため、条例による開示等に関する規定を適用しないこととしたものである。

「免許漁業原簿」とは、漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限等についての登録を行うために知事が備え付けておくものをいう。

6 「第3章及び前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない」（第6項）

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を第3章及び前章の適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが考えられる。

(1) 「少年の保護事件に係る裁判」や「保護処分の執行」に係る個人情報は、少年の前歴を示す個人情報を含んでおり、成年の前科前歴情報と同

様に開示の適用除外とする必要性が高いことから適用除外としたものである。

- (2) 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等から援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は、前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る個人情報、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- (3) 「恩赦」とは、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し、若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させることをいい、本人の前科等に関する情報を含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は、前科を有する者に限られており、恩赦に係る個人情報は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

- (4) 刑の執行等に係る個人情報については、第5項の「訴訟に関する書類」に記録されているものも一部あるが、それ以外の公文書にも記録されているため、本項において適用除外としたものである。

なお、刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限られる。